

令和5年度第1回

**県市町村GX推進会議
実務者会議**

令和5年8月7日（月）

テーマと方向性

- GX推進会議での議論を実行に移す場

脱炭素時代の
自治体の新常識

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- 可能な限り全ての市町村で策定
- 策定に向けた課題をどう解決するか（効果的な手法は何か）
- 先行市町の経験を踏まえた助言、国・県による支援の活用

重点対策加速化事業

- 脱炭素に向けた施策を実行するため、最大15億円を活用
- 解決したい地域課題は何か（暮らしの質の向上、地域の成長）
- 先行市町の経験を踏まえた助言、国・県による支援の活用

再エネ立地企業とのコミュニケーション

- 地域裨益・地域共生型再エネ導入のために効果的な手法は何か

実務者会議の流れ



上段：国または県、下段：市町村

地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定

地方公共団体実行計画の概要

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定することとされている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画
（すべての地方公共団体に義務付け）

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**を定める。
（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成
- ② **すべての市町村は**、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）**の実施に関する要件（対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組等**）を定めるよう努める。
また、要件を満たす**事業計画について認定**を行う。
- ③ **都道府県は**、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の**基準を定めることができる**。

全国の策定状況

地方公共団体実行計画策定状況（令和4年12月時点）

団体区分	団体数※	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数※	策定率	策定団体数※	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他市区町村	1,636	1,463	89.4%	455	27.8%
計（都道府県・市区町村）	1,788	1,615	90.3%	607	33.9%
一部事務組合及び広域連合	1,508	600	39.8%		
合計	3,296	2,215	67.2%		

岩手県は
12.5%

※団体数、策定団体数には都道府県を含む。

出典）環境省「令和4年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」より作成

県実行計画における目標

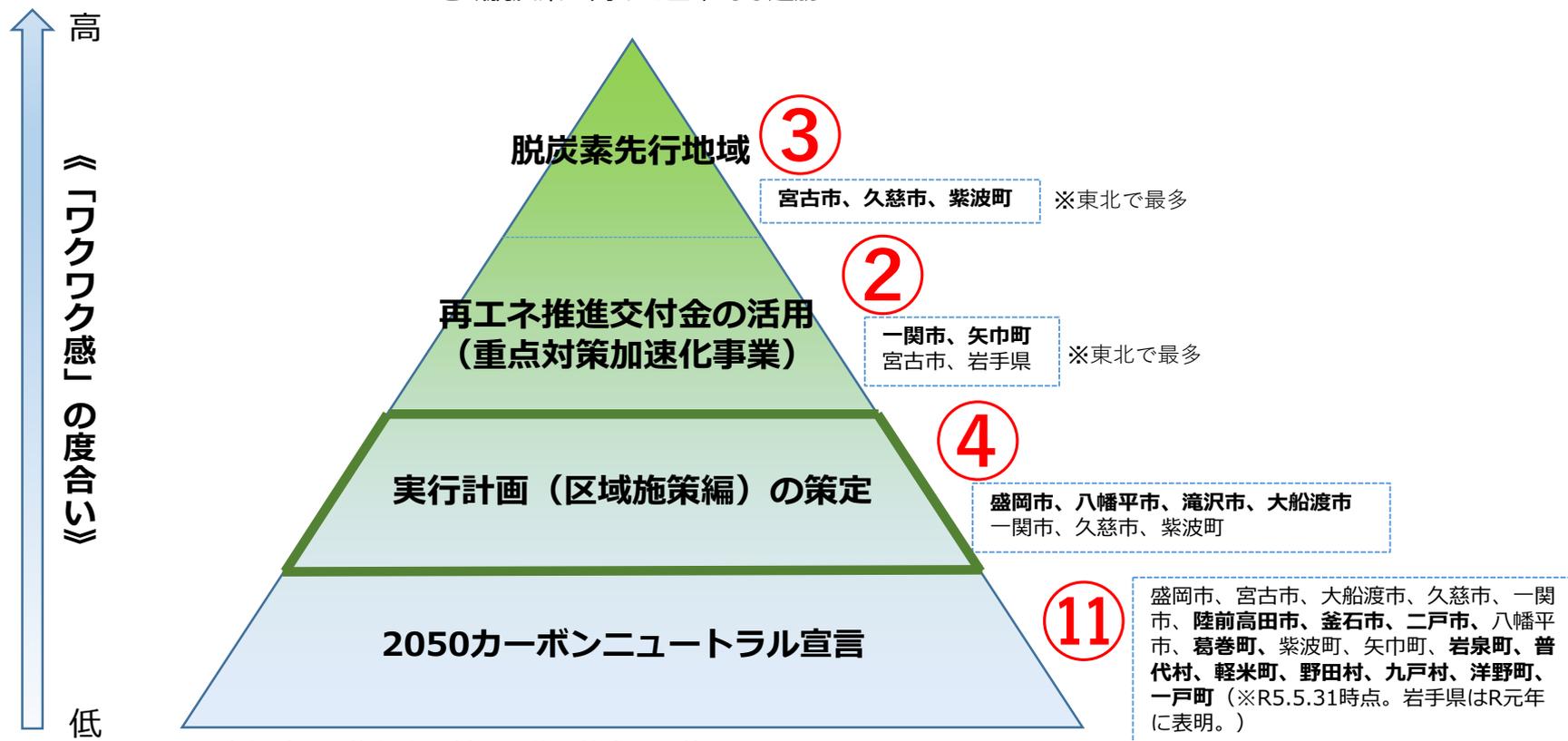
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定市町村の割合

年度	現状値 (2021)	2023	2024	2025
策定市町村の 割合 (%)	16	34	46	58
策定 市町村数	5	11	15	19

脱炭素に関する市町村の取組のイメージ

- ▶ 県内市町村では、各地域の課題に応じて、脱炭素に向けた取組を推進している。
- ▶ 下の図は、地域脱炭素に向けた基本的な道筋であり、この他にも例えば、ブルーカーボンによる吸収源対策や地熱など地域裨益型の再エネ導入といった地域の特性を活かした道筋が複数考えられる。
- ▶ 地域脱炭素の実現に向けては様々な道筋が想定されるが、県では、各市町村の取組状況に応じて、県市町村GX推進会議等を通じて必要な支援を実施していく。

＜地域脱炭素に向けた基本的な道筋＞

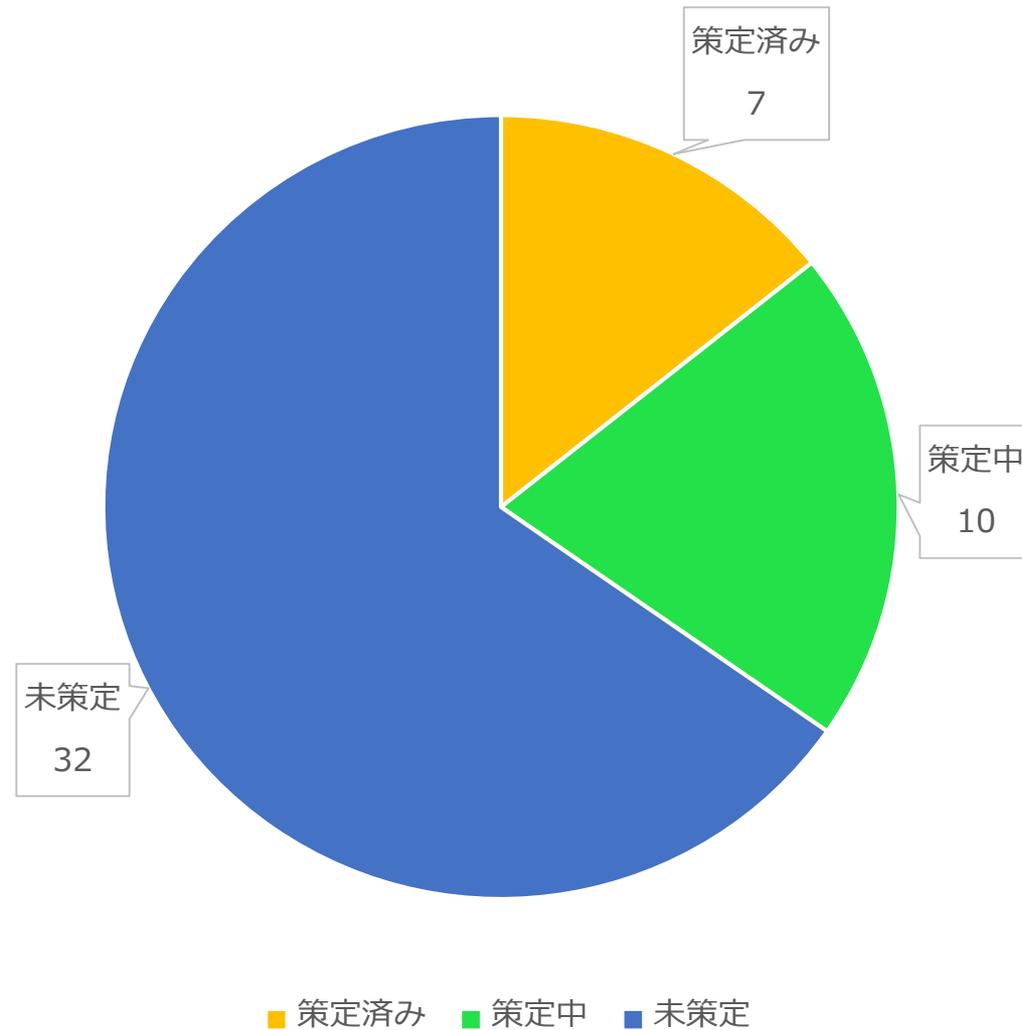


※実行計画は複数市町村での共同策定も可能。

注) ○内の市町村数は、上位階層との重複を除く。

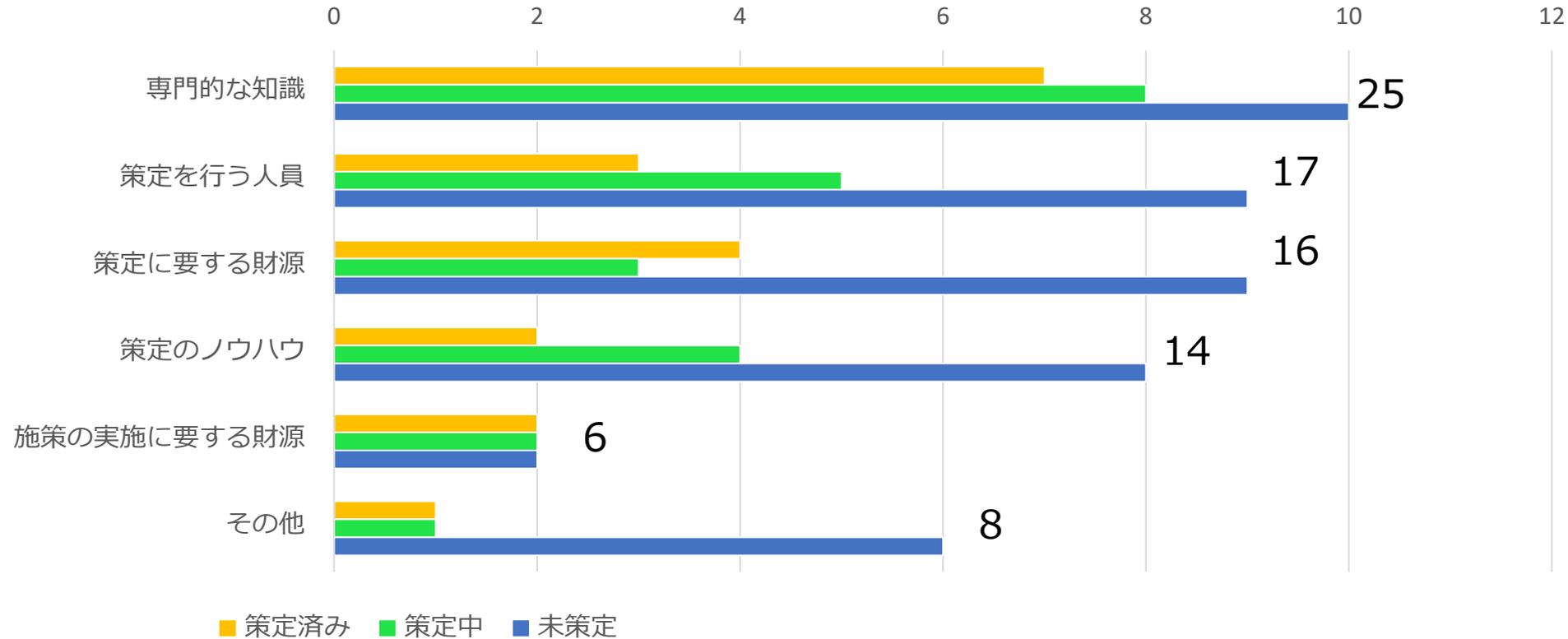
県内市町村の策定状況

地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況



策定時に苦勞したこと／未策定の理由

➤ 策定済み市町を含め、半数以上の市町村が「専門的な知識」「人員」と回答。
その他、「財源」「ノウハウ」の回答も一定以上



「その他」の具体的内容

- 策定済み／策定中
 - 策定に必要な情報の収集。
 - 予算は確保せず、マニュアルを参照しながら策定中。県内及び国内の策定済み自治体の計画内容等を参照しながら進めている。
- 未策定
 - 脱炭素化事業実施と並行し、他の計画との整合性を図りつつ策定する旨を地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に記載しているため。
 - 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（国庫補助）が採択され次第策定予定。
 - 事務事業編を策定中のため。
 - 今年度、再生可能エネルギー推進計画の策定に着手しており、当該計画との整合性を図るため。
 - 策定予定がないため。
 - 現在、2050年脱炭素を掲げ、環境省補助事業を活用し、再エネの計画づくりを実施しており、再エネ導入を目標を反映した区域施策編の策定を令和6年度に行う予定。

区域施策編マニュアル①

1 構成例

- ① 基本的事項・背景・意義
- ② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析
- ③ 計画全体の目標
- ④ 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策
- ⑤ 地域脱炭素化促進事業に関する内容
- ⑥ 区域施策編の実施及び進捗管理

区域施策編マニュアル②

2 策定の主なポイント

項目	初めて策定する場合のヒント 効率化・省力化のポイント
全般	<ul style="list-style-type: none">・盛り込む内容を絞り込む。・温室効果ガス排出量推計等は国が提供するデータ等を最大限活用。
温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none">・国の「自治体排出量カルテ※」等を活用して簡易的に求める。
削減目標	<ul style="list-style-type: none">・国の地球温暖化対策計画の目標（▲46%）を参考に、区域の実態（産業構造等）に合わせて設定
対策・施策	<ul style="list-style-type: none">・重点施策の明確化・主体別・部門別の体系化【小規模市町村での推奨施策】・地域に裨益する再エネ事業の推進・公共施設等の脱炭素化・住民・中小規模の事業者の取組促進 <p>交付金活用可能</p>

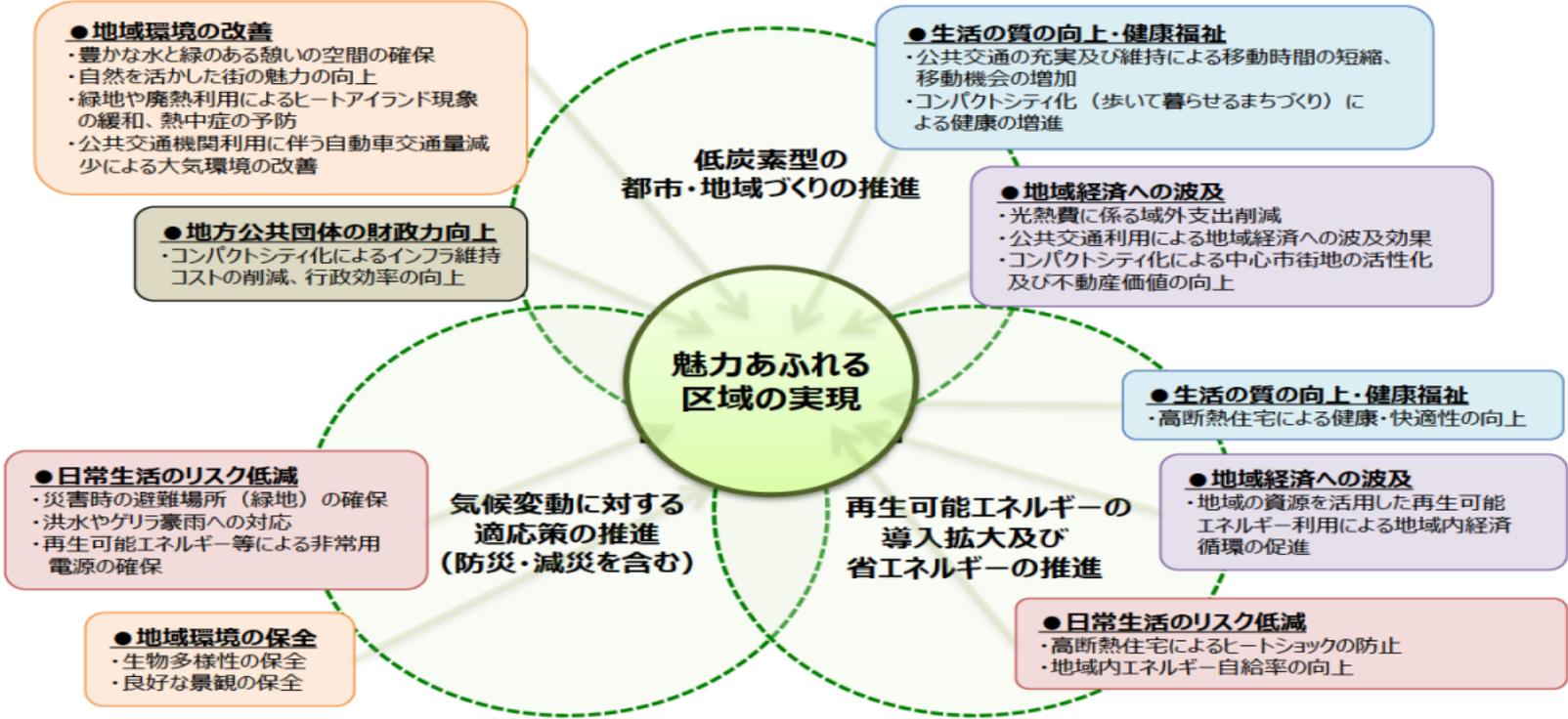
※自治体排出カルテで得られる情報：区域全体のCO2排出量、世帯数・自動車保有台数等の指標の推移、再エネ導入状況等

区域施策編マニュアル③

3 温暖化対策の意義

基本的な考え方

- 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図ることとしています。
- 区域施策編の策定に当たっても温室効果ガスの排出抑制等だけでなく、区域の特徴や区域の目指す将来像を前提として、地球温暖化対策と同時に追求しうる便益「コベネフィット」をも含めて評価・検討を行い、地域における地球温暖化対策を意義づけていくことが重要です。



地方創生を地域の脱炭素（再エネ・省エネなど）で加速化



環境配慮型栽培ハウスのイメージ

地域ビジネス創生

新しい雇用、再エネによる
地域経済活性化

地域資源である再生エネ
（太陽光、風力、バイオマ
ス）など最大限導入

住宅・建築物の省エ
ネや、電動車のシェ
アリング（共用）に
よる暮らしの脱炭素



やまがた健康住
宅（資料）飯
豊町

快適な暮らし

電力料金の節約、安全安
心な暮らし（ヒートショックや
熱中症予防）、地域の足
の確保

分散型エネルギーシ
ステム（再エネ+蓄
電池などで自給自
足）



災害時も安心

台風・地震等で
停電しない
地域づくり

市町村別のエネルギー収支

- 9割の自治体の**エネルギー収支が赤字**(2018年)。特に経済規模の小さな自治体にとって、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さくない。
- 国全体でも**年間約20兆円を化石燃料のために海外に支払い**(2021年)※

岩手県では、

2,644億円が

(地域内総生産の5.7%)

エネルギー代金として流出

※環境省地域経済循環分析自動作成ツール2018年
<https://www.env.go.jp/policy/circulation/>

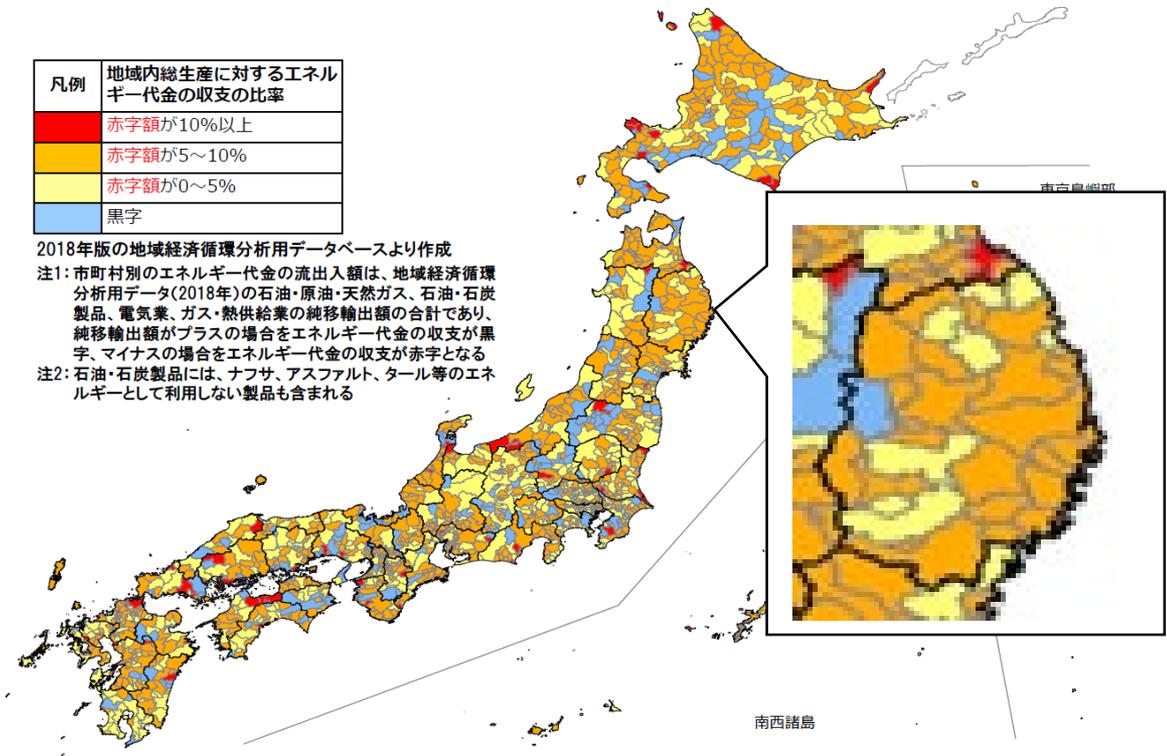
地域でお金が回る仕組み
 の構築が重要

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率
赤	赤字額が10%以上
黄	赤字額が5～10%
黄緑	赤字額が0～5%
青	黒字

2018年版の地域経済循環分析用データベースより作成

注1: 市町村別のエネルギー代金の流入額は、地域経済循環分析用データ(2018年)の石油・原油・天然ガス、石油・石炭製品、電気業、ガス・熱供給業の純移輸出額の合計であり、純移輸出額がプラスの場合をエネルギー代金の収支が黒字、マイナスの場合をエネルギー代金の収支が赤字となる

注2: 石油・石炭製品には、ナフサ、アスファルト、タール等のエネルギーとして利用しない製品も含まれる



※出典: 財務省貿易統計(2021年度分)の「主要商品別輸入」における「鉱物性燃料」のデータを参照
 (https://www.customs.go.jp/toukei/shinbun/trade-st/2021/2021_216.pdf)

活用可能なツール類

- 環境省／地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト
(計画策定に活用可能なツールをWEBで提供)
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html
- マニュアル
 - 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル
 - 本編、算定手法編、事例集、簡易版（簡易版にはひな型も含む）
- ツール
 - 部門別CO2排出量の現況推計
 - 運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ
 - 自治体排出量カルテ
 - 地域経済循環分析
 - 「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール

市町村ごとの
データあり

策定済み市町の事例紹介

盛岡市（令和4年6月改定）

大船渡市（令和4年3月策定）

久慈市（令和3年3月策定）

一関市（令和5年3月策定）

八幡平市（令和4年3月改定）

滝沢市（令和5年3月策定）

紫波町（令和4年3月策定）

県の計画改訂①

1 改訂スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討状況		素案作成				改訂素案 (パブコメ案) 作成			改訂案 作成		議会で承認 改訂	
庁内連携	指標		課題と方向性			施策			パブコメ対応案		R5事業	
環境審議会		●審議会 (諮問) ●部会 (方向性)		●部会 (素案)		●審議会 (答申案) ●部会 (答申案)	●審議会 (答申)				●審議会 (改訂案)	
パブコメ							パブコメ・地域説明会					

県の計画改訂②

2 排出量の推計、削減目標設定

- ① **現況** ※自治体排出カルテで簡易的に求められる。
各種統計（総合エネルギー統計、経済センサスなど）に基づく推計値、事業者からの聞き取りによる実績値
- ② **現状すう勢ケースによる削減量**
過去（2013～2019年度）のエネルギー消費量・排出量等の推移を基準に、2030年度における社会情勢（人口、経済成長率等）を考慮して推計
- ③ **排出削減対策による削減量**
国の地球温暖化対策計画における部門ごとの削減量を、地域特性を表す指標（産業構造や人口等）で按分して岩手県分を算定
- ④ **再エネ導入による削減効果、森林吸収分を算定し、全体の削減目標を設定**

県の計画改訂③

3 再エネの導入量算定

経産省電力調査統計をベースに、発電設備の導入量と発電電力量の現状値を算定

FIT認定を受けた事業計画等を参考に、2030年度までの導入見込みを算定

4 対策・施策

省エネ対策の推進、再エネの導入促進、多様な手法による地球温暖化対策の推進を柱として、関係部局が目標達成に向けた取組を検討。

検討に当たっては、庁内のワーキンググループや既存の会議体等を有効活用。

課題解決のヒント

専門知識

- ・ 外部専門人材の活用（地方創生人材支援制度等）
- ・ 任期付職員の採用

人員

- ・ 担当部署の設置、関係部署の連携・役割分担
- ・ 複数市町村による共同策定

策定財源

- ・ 国の補助（計画策定支援）
- ・ 県の補助（計画策定支援）

ノウハウ

- ・ 区域施策編マニユアルの活用
- ・ 県、先行市町の事例の活用

施策財源

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 重点対策加速化事業（間接補助は市町村負担なし）

施策検討

- ・ 脱炭素で地域課題を解決
- ・ 脱炭素予算は今がチャンス

脱炭素をテーマ
に地方創生

重点对策加速化事業

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。</p>	<p>○脱炭素先行地域に選定されていること</p> <p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p> <p>実行計画 (事務事業編・区域施策編) を策定していること、又は策定予定時期の目安等が示されていることが要件</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



重点対策加速化事業の計画策定状況

令和5年5月末現在、重点対策加速化事業として110自治体を選定（29県、81市町村）

令和4年度開始

32自治体

※令和4年5月30日内示 13件
 ※令和4年7月14日内示 9件
 ※令和4年9月22日内示 7件
 ※令和5年3月14日内示 3件

令和5年度開始

78自治体

※令和5年4月28日内示 74件
 ※令和5年5月29日内示 4件

中国ブロック(3県、9市町)

鳥取県 鳥取県
 島根県 出雲市、美郷町
 岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
 広島県 呉市、福山市、東広島市、
 廿日市市、北広島町
 山口県 山口県

近畿ブロック(2県10市町)

滋賀県 滋賀県
 京都府 京都市、向日市、京丹後市
 大阪府 八尾市、河内長野市
 兵庫県 芦屋市、宝塚市
 奈良県 奈良県、奈良市
 和歌山県 和歌山市、那智勝浦町

九州ブロック(6県、11市町村)

福岡県 福岡県、福岡市、北九州市、
 久留米市、糸島市、大木町
 長崎県 長崎県、松浦市
 熊本県 熊本県、荒尾市
 大分県 大分県、中津市
 宮崎県 宮崎県
 鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市、
 宇検村

北海道ブロック(8市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、
 喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町

東北ブロック(4県、7市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
 宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
 秋田県 鹿角市
 山形県 山形県
 福島県 福島県、喜多方市

関東ブロック(5県15市町)

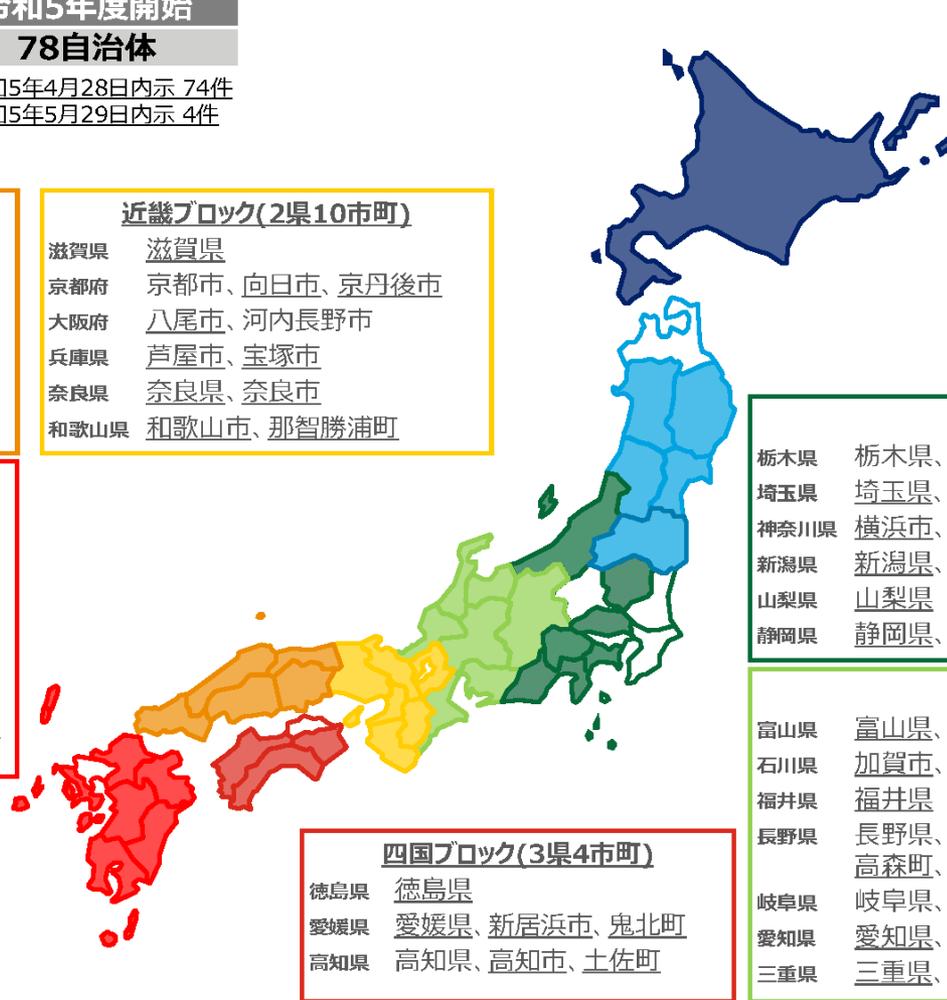
栃木県 栃木県、那須塩原市
 埼玉県 埼玉県、さいたま市、入間市、新座市、白岡市
 神奈川県 横浜市、相模原市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
 新潟県 新潟県、新潟市、妙高市
 山梨県 山梨県
 静岡県 静岡県、沼津市、富士市

中部ブロック(6県、17市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、立山町
 石川県 加賀市、津幡町
 福井県 福井県
 長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、
 高森町、小布施町
 岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
 愛知県 愛知県、岡崎市
 三重県 三重県、志摩市

四国ブロック(3県4市町)

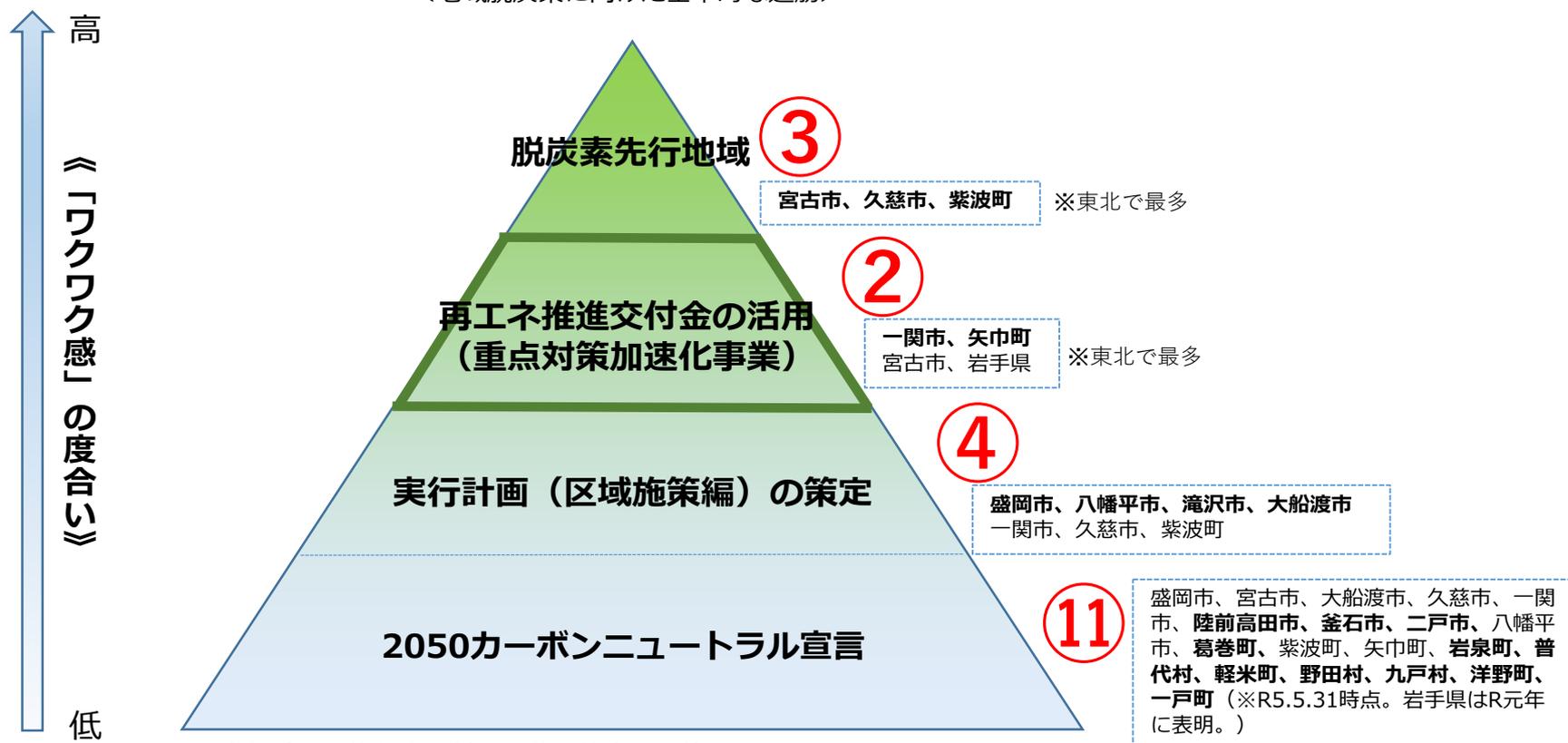
徳島県 徳島県
 愛媛県 愛媛県、新居浜市、鬼北町
 高知県 高知県、高知市、土佐町



脱炭素に関する市町村の取組のイメージ

- ▶ 県内市町村では、各地域の課題に応じて、脱炭素に向けた取組を推進している。
- ▶ 下の図は、地域脱炭素に向けた基本的な道筋であり、この他にも例えば、ブルーカーボンによる吸収源対策や地熱など地域裨益型の再エネ導入といった地域の特性を活かした道筋が複数考えられる。
- ▶ 地域脱炭素の実現に向けては様々な道筋が想定されるが、県では、各市町村の取組状況に応じて、県市町村GX推進会議等を通じて必要な支援を実施していく。

＜地域脱炭素に向けた基本的な道筋＞



※実行計画は複数市町村での共同策定も可能。

注) ○内の市町村数は、上位階層との重複を除く。

重点対策加速化事業でできること

1 自家消費型の太陽光発電

例：住宅の太陽光への補助

2 地域共生・地域裨益再エネ

例：未利用地・公有地を活用した再エネ

3 ビルの省エネとZEB

例：ZEBと省エネ設備導入

4 住宅・建築物の省エネ

例：ZEH・省エネ改修への補助

5 再エネとセットでのEV導入

例：公用車へのEV導入

先行地域から見るヒント①

➤下記のような地域課題を、脱炭素をエンジンとして解決しようとしている。

1 自家消費型の太陽光発電

住宅・事業者の太陽光・蓄電池・EV（補助）
庁舎への太陽光発電導入

2 地域共生・地域裨益再エネ

公有施設への再エネ・蓄電池・EV導入
水道施設への水力発電導入

3 ビルの省エネとZEB

公共施設のZEB化、省エネ設備導入
事業者のZEB化（補助）
事業者の省エネ設備（補助）

先行地域から見るヒント②

➤下記のような地域課題を、脱炭素をエンジンとして解決しようとしている。

4 住宅・建築物の省エネ

住宅の省エネ設備（補助）

新築ZEH化・既存住宅断熱改修（補助）

事業者の省エネ設備（補助）再掲

5 再エネとセットでのEV導入

公用車のEV・PHV導入・充電器設置

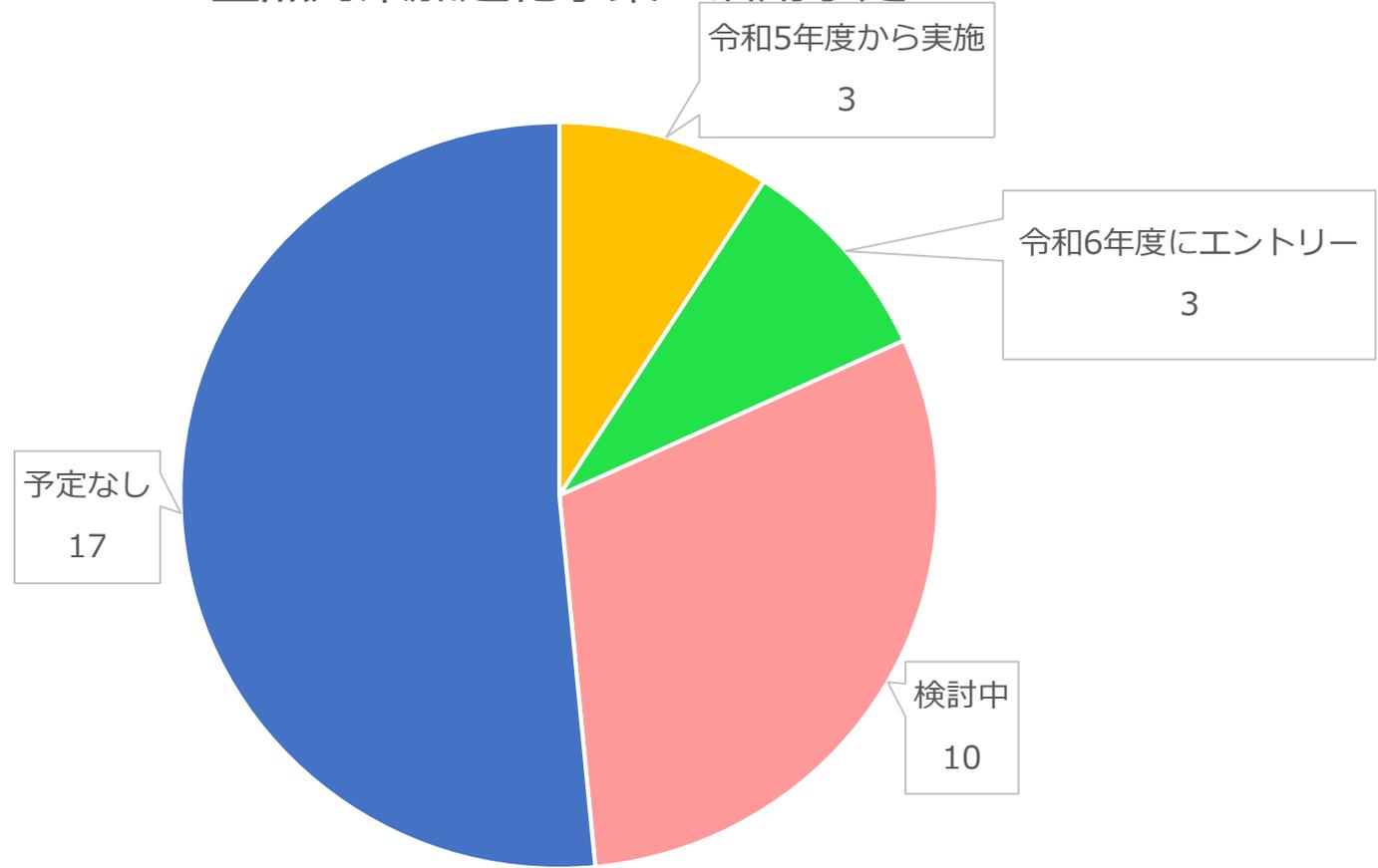
事業者向けEV・充電器（補助）

EVバス、EV清掃車

EVカーシェアリング

重点対策加速化事業の活用状況

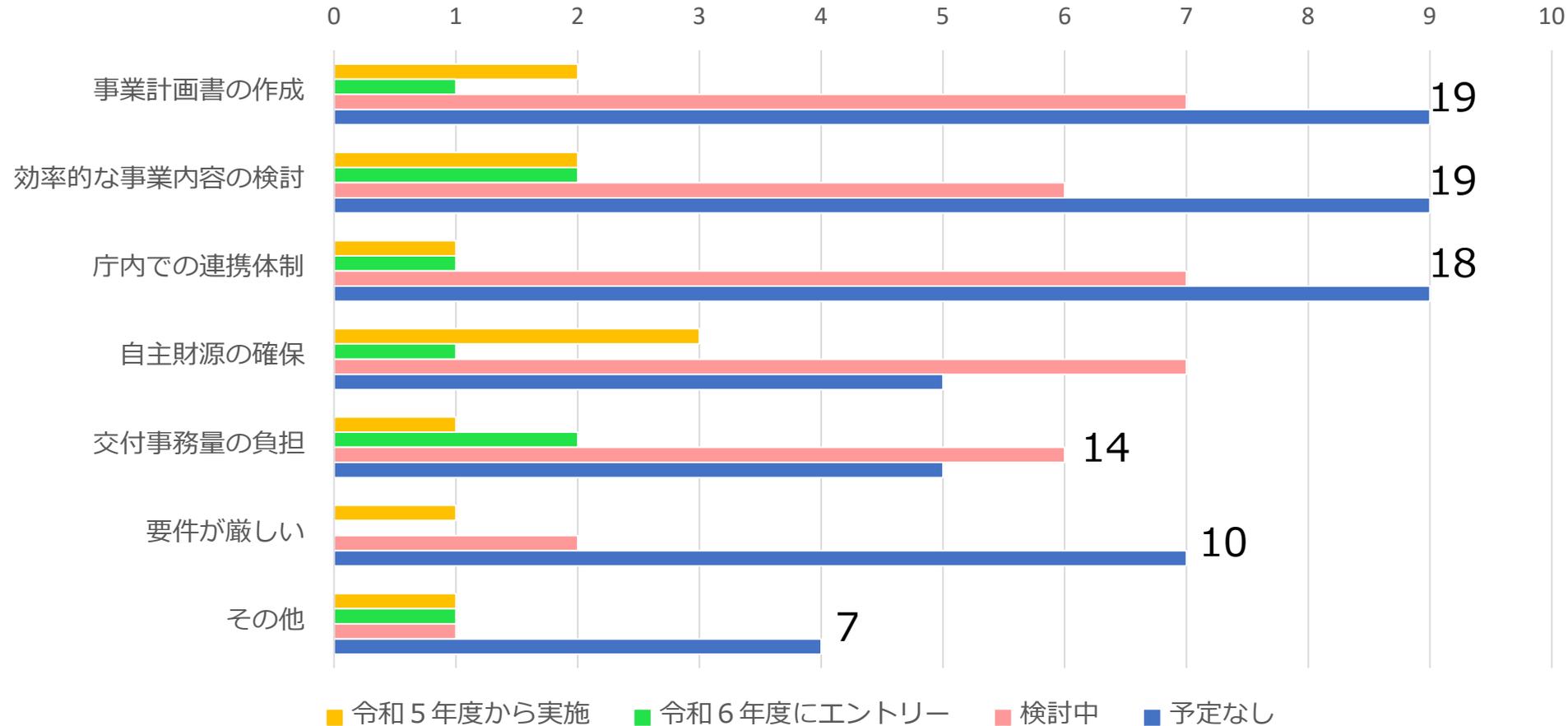
重点対策加速化事業の活用予定



■ 令和5年度から実施 ■ 令和6年度にエントリー ■ 検討中 ■ 予定なし

苦勞したこと／活用予定なしの理由

➤ 半数以上の市町村が「事業内容の検討」「庁内連携体制」「事業計画書の作成」と回答。



「その他」の具体的内容

- 令和5年度から実施／令和6年度にエントリー予定
 - CO2削減効果の算定
 - 補助制度の周知
 - ハウスメーカー、住民の意識の中にFIT制度前提の考えが大きいこと
 - 先進性を意識した場合の取り組み内容の検討
- 検討中
 - 現在、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定中であるため、策定後は計画に基づき活用したいと考えている
- 活用予定なし
 - 既存部署のみで庁内連携したとしても、連携を主導し、とりまとめる部局横断的な専門部署（兼務等ではなく）がなければ事業実施は困難な状況にあるが、未設置であること
 - 事務事業編を策定中のため
 - 交付金の活用について現段階では予定しておりませんが、地域計画策定後に可能なメニューがあれば積極的に活用したいと考えています
 - 現在、再エネ導入に係る計画策定中であり、その後検討予定。主要な公共施設等においては、太陽光発電、蓄電設備が整備済となっているためであるが、今後においては、ゼロカーボン・ドライブ等の取り組みを検討していかなければならないと考えている。

選定済み市町の事例紹介

宮古市（令和5年4月内示）

一関市（令和5年4月内示）

矢巾町（令和5年4月内示）

県の重点対策加速化事業（計画）①

1 事業期間

令和5年度～令和10年度

2 事業規模

- ・ 交付対象事業費 1,545,461千円
- ・ 交付限度額 920,732千円
（うち、間接補助 536,849千円）

3 間接補助

① 事業者向け

- 自家消費型太陽光発電設備
- 太陽光+蓄電池+EV（PHV）+充放電設備一体導入
- 省エネ設備（照明、空調、給湯、換気）
- バイオマスボイラー導入

② 住宅向け

- ZEH+を上回る新築住宅、太陽光+蓄電池

4 県直接事業

- 県有施設のNearlyZEB化
- 県有施設へのバイオマス熱利用設備
- 県有施設へのLED（庁舎、学校、県立病院等）
- 執行事務費（会計年度任用職員、委託費等）

課題解決のヒント

計画作成

- ・ 先行市町村の事例の活用
(地域課題とマッチする取組)

事業検討

- ・ 脱炭素で解決したい地域課題の抽出
- ・ 市町村としての率先行動と間接補助とのバランス

連携体制

- ・ あらゆる政策を脱炭素化に向けてシフト
- ・ 企画・財政部門との連携

自主財源

- ・ 間接補助に優先活用
- ・ 直接事業は脱炭素化推進事業債等の活用との比較

交付事務

- ・ 会計年度任用職員の採用
(事務費も交付金の対象)

事業要件

- ・ 再エネ導入量は直接・間接事業を問わない。

參考資料

区域施策編マニュアル

温室効果ガス排出量の推計

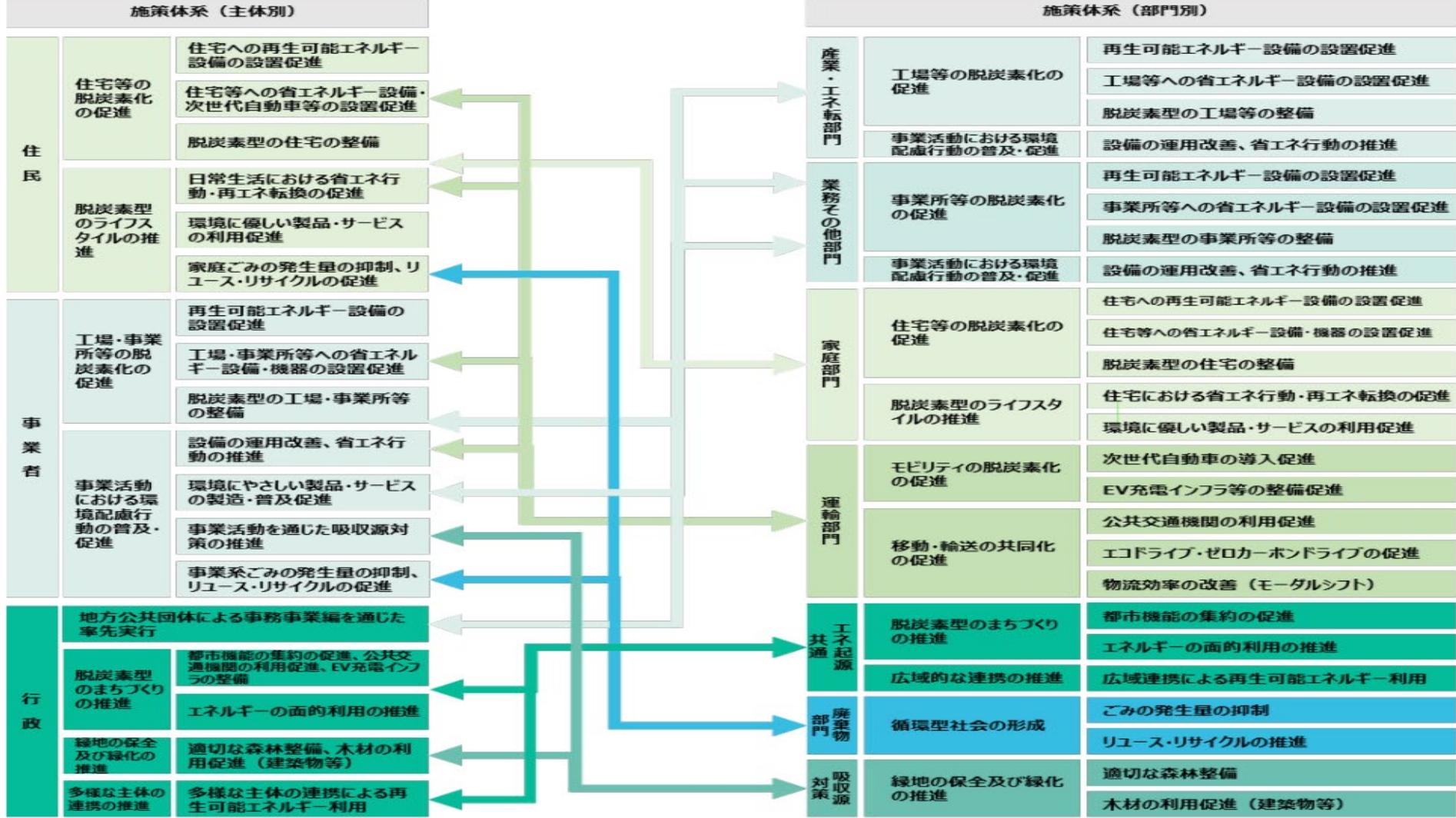
基本的な考え方

- 現況推計は、正確性の観点から、区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を活用して行うことが理想的であると考えられます。このため、条例等に基づく温室効果ガス報告書制度や地球温暖化対策計画書制度等を通じて、実績値を把握することも重要かつ有効と考えられます。
- 他方で、実績値が取得困難な場合や、作業の効率化・省力化を図らざるを得ない場合は、統計の炭素量按分による手法を用いて簡易に求めることができます。

統計量の按分の段階	統計量の按分による推計		統計量の按分によらない推計
	実績値がなくても可能な手法	実績値を活用する手法	
1段階按分 (部門の排出量やエネルギー使用量を按分)	<p>カテゴリ-A : 全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法 【標準的手法】</p> <p>都道府県別按分法 【産業部門、業務その他部門、家庭部門】</p> <p>全国按分法 【運輸部門（自動車、鉄道、船舶）】</p>	<p>カテゴリ-C : 一部のエネルギー種(電力、ガス等)の使用量実績値を活用する方法 ※実績が無いエネルギー種は都道府県のエネルギー種別炭素排出量を部門別活動量で按分する。</p> <p>都道府県別按分法（実績値活用） 【産業部門、業務その他部門、家庭部門】</p>	<p>カテゴリ-E : 各部門・分野固有の推計手法</p> <p>用途別エネルギー種別原単位活用法 【業務その他部門】</p>
2段階按分 (部門の排出量やエネルギー使用量を業種別や車種別で按分)	<p>カテゴリ-B : 全国や都道府県の炭素排出量を業種別や異なる出典のエネルギー按分する方法</p> <p>全国業種別按分法 【産業部門（製造業）】</p> <p>都道府県別エネルギー種別按分法 【家庭部門】</p> <p>エネルギー種別按分法①,② 【運輸部門（航空）】</p> <p>都道府県別車種別按分法 【運輸部門（自動車）】</p> <p>事業者別按分法 【運輸部門（鉄道）】</p>	<p>カテゴリ-D : 一部のエネルギー種(電力、ガス等)の使用量実績値や事業所排出量を活用する方法 ※実績が無いエネルギー種は業種別や異なる出典のエネルギー種別で按分する。</p> <p>全国業種別按分法（実績値活用） 【産業部門（製造業）】</p> <p>都道府県別エネルギー種別按分法（実績値活用） 【家庭部門】</p> <p>事業所排出量積上法 【産業部門（製造業）、業務その他部門、エネルギー転換部門】</p>	<p>用途別エネルギー別原単位活用法（実績値活用） 【業務その他部門】</p> <p>道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法 【運輸部門（自動車）】</p>

区域施策編マニュアル

施策体系（例）



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助 定率 ① 3/4、2/3、1/2 ②③ 3/4 ④ 2/3、1/2、1/3 上限 ① 3,800万円、② 2,500万円、④ 2,000万円
■ 補助対象	①② 地方公共団体、③④ 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
■ 実施期間	令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>

地方公共団体実行計画の策定等に資する人材支援制度

民間専門人材等の派遣

地方創生人材支援制度【内閣府】

※グリーン専門人材分野が新設

企業版ふるさと納税(人材派遣型)【内閣府】

※派遣人材の人件費をふるさと納税として寄附

地域力創造アドバイザー制度【総務省】

※特別交付税措置有

地域活性化起業人【総務省】

※特別交付税措置有

人材面からの地域脱炭素支援【総務省】

※専門家招へい費用の1/2補助

脱炭素まちづくりアドバイザー制度【環境省】

※専門家招へい経費は全額事務局で直接執行

- ◆ 民間企業等の専門人材を地方公共団体に派遣、紹介する制度を各省庁で用意
- ◆ 地方公共団体は、専門人材の受け入れに要した費用について特別交付税措置や補助金を受けること等ができるほか、実質的には人件費ゼロで人材を受け入れることができる制度もある。

地方公共団体職員の人材育成



自治大学校での脱炭素研修【総務省】

- ◆ 地方公共団体職員に対して、地域脱炭素施策の検討・立案に関する研修を実施する

地域人材の育成



地域再エネ事業の持続性向上のための
地域中核人材育成事業【環境省】

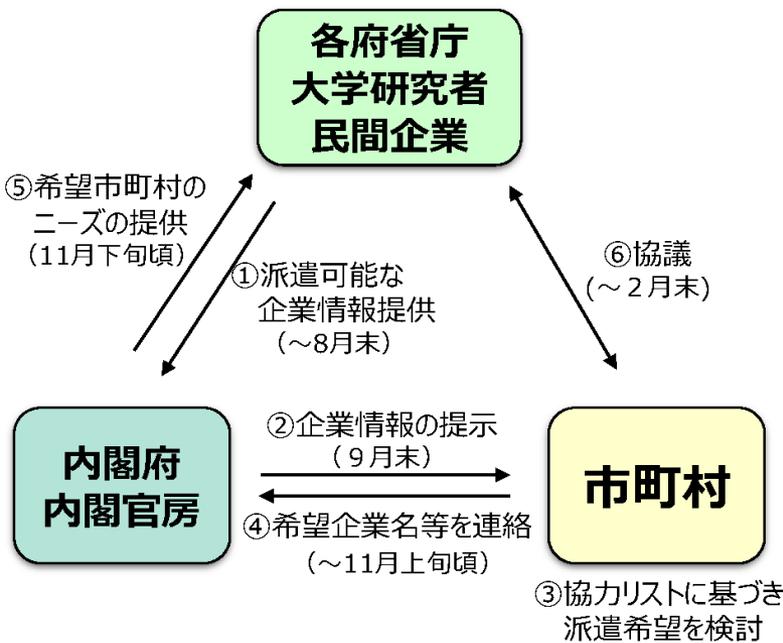
- ◆ 再エネ導入主体となる地域のリーダーやコーディネーター、専門人材などの育成を行う

地方創生人材支援制度 制度概要

- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、**意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材**を**市町村長の補佐役**として派遣
- 市町村からの派遣受入の希望申請に基づき、**各府省庁、大学、民間企業と市町村とのマッチングの支援**を実施
- 派遣前に地方創生施策についての**研修会を実施**するとともに、年に数回、派遣者の取組報告や派遣先での課題を共有する**報告会・情報交換会を開催**し、**派遣者間のネットワーク構築をサポート**

【施策のイメージ】

〔デジタル専門人材・グリーン専門人材（令和4年度より）も当制度のスキームにて派遣〕



市派遣先	国家公務員 …原則人口10万人以下 大学研究者 …指定都市除く市町村 民間専門人材 …指定都市除く市町村
職種	・常勤職員 …副市町村長、地方創生監など ・非常勤職員…顧問、地方創生アドバイザーなど
派遣期間	・国家公務員（常勤職） …原則2年間 ・大学研究者、民間専門人材：原則半年～2年間
報酬等	原則 市町村が負担 ※派遣先市町村と派遣元企業との協議にて決定（総務省の「地域活性化起業人」とも併用可）
バックアップ	・派遣前に地方創生施策に関する研修会を実施。 ・年に数回、派遣者の取組や派遣先での課題を共有する報告会・情報交換会を開催。

平成27年度	69市町村	69名
・国家公務員	42市町村	42名
・大学研究者	15市町村	15名
・民間人材	12市町村	12名
平成28年度	58市町村	58名
・国家公務員	42市町村	42名
・大学研究者	3市町村	3名
・民間人材	13市町村	13名
平成29年度	55市町村	55名
・国家公務員	44市町村	44名
・大学研究者	2市町村	2名
・民間人材	9市町村	9名
平成30年度	42市町村	42名
・国家公務員	39市町村	39名
・大学研究者	1市町村	1名
・民間人材	2市町村	2名
令和元年度	33市町村	34名
・国家公務員	23市町村	23名
・大学研究者	3市町村	4名
・民間人材	7市町村	7名
令和2年度	46市町村	57名
・国家公務員	20市町村	20名
・大学研究者	2市町村	2名
・民間人材	26市町村	35名
令和3年度	78市町村	88名
・国家公務員	21市町村	21名
・大学研究者	2市町村	2名
・民間人材	55市町村	65名
令和4年度	81市町村	104名
・国家公務員	16市町村	16名
・大学研究者	3市町村	3名
・民間人材	63市町村	85名

<研修会・報告会の模様>



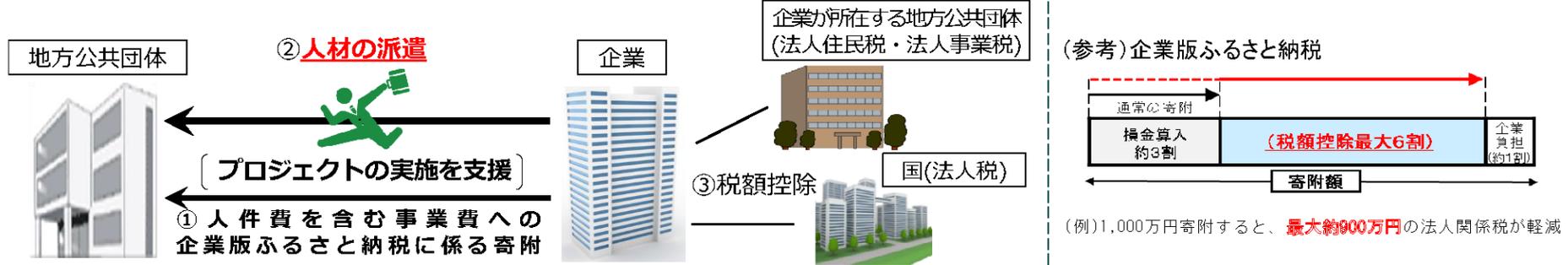
326市町村延べ507名を派遣

(令和4年7月現在)

※ 市町村は都道府県経由で申請（締切は都道府県毎に設定）
 ※ 大学、民間人材は、協力情報リストにて募集開始時に市町村に共有

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすい
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意

など

概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足

助言の実施

総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助
 - ※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)
 - ※2 補助率：補助対象の1/2

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

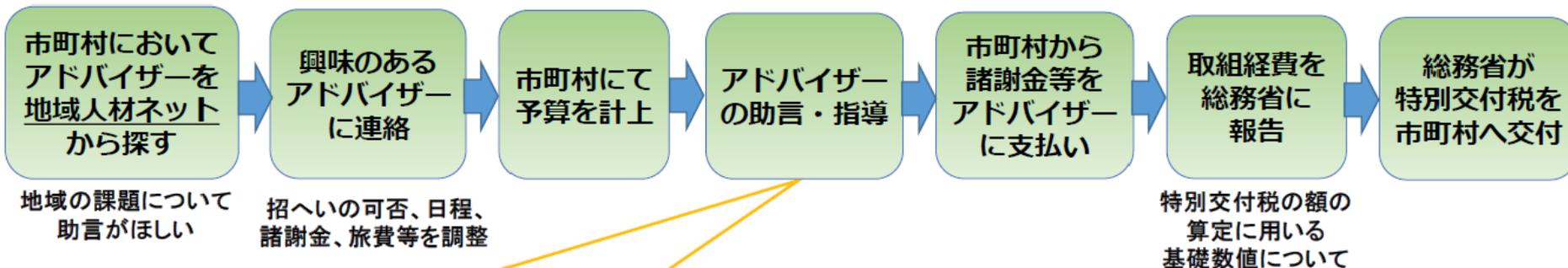
⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

- 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



新潟県胎内市

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



財政措置

○対象市町村:

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立権に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

○財政措置の内容:

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいて、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
- ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)
- ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入の期間中に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

期間

6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

（協定締結）

地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助

• 事業概要

- 地球温暖化対策推進法の規定に基づく市町村の実行計画の策定、促進区域の設定等に要する経費（温室効果ガス排出量の算定や将来推計等）を補助するもの。

• 補助対象事業者

- 県内市町村

• 対象経費

- 委託費、報償費、旅費、その他の経費

• 補助率、上限額

- 2/3、上限4,000千円

• 公募期間

- 1次公募：令和5年5月9日～31日（宮古市、遠野市、紫波町、花巻市、雫石町に交付決定）
- 2次公募：令和5年7月3日～21日

自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助

- 事業概要
 - 災害時においても地域で一定のエネルギーを賄う自立・分散型エネルギー供給システムの事業化を前提とした、市町村の構想・計画づくり等に要する経費を補助するもの。
- 補助対象事業者
 - 市町村等
- 対象経費
 - 委託費、報償費、旅費、その他の経費
- 補助率、上限額
 - 定額、上限5,000千円
- 公募期間
 - 1次公募：令和5年4月28日～5月19日（紫波町に交付決定）
 - 2次公募：令和5年7月3日～7月21日

他県の先行例①

福岡県大木町：大木町ゼロ・カーボンへ向けた重点対策加速化事業



事業計画の特徴

- 集客力のある道の駅周辺エリアに再エネ発電設備を導入し、「道の駅×再エネ」のモデル化を行う
- 既存庁舎、子育て交流センターや、エネルギー消費量が多い温泉施設の「アクアス」等でのZEB Ready化を実施する
- 町の特産物であるキノコ工場（電力消費量が多い）を中心とした再エネ発電設備の導入を行う
- 先進的なメタン発酵施設である「くるるん」の再エネ発電設備を強化する
- バイogas活用により効果的なエネルギーシステムを構築する
- 町民に好評な地球温暖化防止対策支援補助事業を強化する

事業計画の概要

取組	規模
個人向け自家消費型太陽光発電設備補助 個人向け蓄電池補助	<ul style="list-style-type: none"> • 150カ所 • 1,099kW
民間事業者向け地域共生型太陽光発電設備補助 民間事業者向け蓄電池補助	<ul style="list-style-type: none"> • 6カ所 • 1,800kW
地域共生型太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> • 7カ所 • 697kW
バイオマス熱利用の強化	<ul style="list-style-type: none"> • 1カ所
町有既存建築物のZEB Ready化	<ul style="list-style-type: none"> • 4カ所
町有既存建築物への調光型LED導入	<ul style="list-style-type: none"> • 16カ所
個人向けZEH住宅補助	<ul style="list-style-type: none"> • 60カ所

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
3,595kW	61,535 t-CO2	22億円	12億円	令和4年度 ～ 令和9年度

取組のイメージ



他県の先行例②

島根県美郷町：農山村の特性を活かした脱炭素先進モデル『カーボンネガティブ・タウン構想』の実現



事業計画の特徴

- 一般家庭及び事業所へ太陽光発電設備に加え蓄電池・EVを普及させることで、**民生部門及び運輸部門に係る温室効果ガスの排出削減**と併せて、**電気料金及び燃料費の削減による地域外支出の削減**を図る
- 停電を伴う大規模災害等が発生した場合、一般家庭においては**太陽光とEVや蓄電池による自立電源の確保で家庭での生活を継続できる**
- 主要の避難所等には**防災拠点整備事業**で整備した自立分散電源を活用し、自立電源の整備が出来ていない避難所等には**EV（公用車・事業所車両・防災協定の一般車）から外部給電器で取り出した電気を非常電源として活用する**

事業計画の概要

取組	規模
一般家庭向け太陽光発電導入	・ 210カ所 ・ 1,260kW
一般家庭向け蓄電池導入	・ 210カ所
一般家庭向けEV車導入	・ 75台
一般家庭向け充放電設備導入	・ 75カ所
事業者向け太陽光発電導入	・ 15カ所 ・ 450kW
事業者向け蓄電池導入	・ 15カ所
事業者向けEV車導入	・ 20台
事業者向けEV充電設備導入	・ 15カ所 ・ 10カ所
ソーラーシェアリング	・ 500kW
一般家庭向け太陽熱利用設備導入	・ 30カ所
一般家庭向けバイオマス熱利用設備導入	・ 30カ所
一般家庭向け高効率空調更新	・ 10カ所
一般家庭向け高効率照明更新	・ 20カ所
一般家庭向け断熱改修	・ 5カ所
事業者向け高効率空調更新	・ 10カ所
事業者向け高効率照明更新	・ 20カ所
町内滞在者向けカーシェアリング事業	・ 5台
高速充電設備設置	・ 3台
低速充電設備設置	・ 5台

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
2,210kW	26,551 t-CO2	15億円	5億円	令和4年度 ～ 令和8年度

取組のイメージ



政策手法の区分 / 県・市町村の役割分担

○ 公有施設のZEB化といった公的部門では、県・市町村がそれぞれに取り組む必要がある一方、**民間部門に対する役割分担の実態**は概ね以下のとおりとなっている。

	強制手法	情報・啓発手法	経済手法
県	○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 など	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） など
市町村	○太陽光発電設備の設置規制（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 など	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 など
		○再エネ促進区域の設定	

↑ ↓ 役割分担は？

※ 法学者レッシングが提唱した権力の4つのモードとして、①法律（Law）、②規範（Norm）、③市場（Market）、④構造（Architecture）があるが、上記の強制手法、情報・啓発手法、経済手法は①～③に対応している。

論点①：特に**経済手法のうち予算関連施策**について、県・市町村がそれぞれ積極的に取り組む中、**どのような役割分担**が行われているのか。（タテの関係）

論点②：**各政策手法間の連携**はどのように行われているのか。（ヨコの関係）

論点① 予算関連施策における役割分担（例）

- 役割分担の実態は概ね以下のとおりで、まちづくりや定住促進の視点から**市町村は住宅分野**に力を入れ、**県は産業分野**に力を入れている姿が浮かび上がる場所であり、県・市町村は**それぞれの分野で施策を充実させる必要がある**。

	産業分野	住宅分野
県	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備の設置補助 ○電気自動車等の導入補助 ○省エネ設備の設置補助 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ住宅の改修補助 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○LEDの設置補助 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備の設置補助 ○省エネ住宅の整備補助 ○木質ストーブの設置補助 ○高効率給湯器の設置補助 など



※ 上記はあくまでも例示であり、実際には多岐にわたる施策を展開

一方、脱炭素社会の実現に向けては、**県・市町村が分離的に施策を推進**するだけでなく、**融合的に施策を構築**することが有効な場合も存在する可能性がある。

例えば、まちづくりの視点から「**いわて脱炭素化経営認定企業等**」を**市町村が支援**することも考えられるほか、住宅分野においては**市町村だけでなく県が補完的に取り組むべき施策**を検討する余地があるのではないかと。

論点② 政策手法間の連携と今後の可能性

○ 例えば「脱炭素化経営企業認定」について、政策手法間の連携は以下のとおりであり、今後は県・市町村の枠を超えた連携を検討する余地がある。

	強制手法	情報・啓発手法	経済手法
県	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） など	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 など	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） など
	連携済み ※1		連携済み ※2
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備の設置規制（条例） など	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 など	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 など
		<ul style="list-style-type: none"> ○再エネ促進区域の設定 	

連携の可能性

※1 「いわて脱炭素化経営企業等」認定制度のうち四つ星認定について、「いわて脱炭素経営カルテ」による二酸化炭素の排出削減を認定要件の一つに含めている。

※2 本県の事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助等について、「いわて脱炭素化経営企業等」認定制度による認定を受けていることを上乗せ補助要件の一つに含めている。

論点② 政策手法間の連携と今後の可能性

- 県内市町村で検討が進められている「再エネ促進区域の設定」についても、政策手法や県・市町村の枠を超えた連携を検討する余地がある。

	強制手法	情報・啓発手法	経済手法
県	○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 など	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） など
市町村	○太陽光発電設備の設置規制（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 など 連携の可能性（※） ○再エネ促進区域の設定	○省エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 など

※ 例えば、再エネ設備の設置補助（県・市町村）の補助率や補助上限、あるいは、再エネ設備の税制特例（市町村）の軽減率について、再エネ促進区域の内外で差を設けることなどが想定される。

脱炭素経営の促進に向けた岩手県独自の取組

以下の**認定制度等**を活用することで、光熱費・燃料費の削減だけでなく、**①取引先の拡大**、**②知名度・認知度の向上**、**③人材獲得力の強化**といった**脱炭素経営のメリット**を享受することが可能。

脱炭素経営へのシフトが求められる今！
岩手でどんどん増えています！

いわて脱炭素化経営企業等 認定制度

(いわて地球環境にやさしい事業所認定制度)

248
社認定

令和5年3月現在

POINT 1 期待される効果



取引先の拡大
知名度の向上
人材獲得力の強化

POINT 2 県独自のメリット

- | | | |
|---------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| ① 産廃処理業者格付
5点加点 | ② 県営建設工事
競争入札
加点 | ③ 環境関物品購入等
優先取扱い |
| ④ 省エネ設備等導入
低利融資 | ⑤ 電気料金
割引対象 | ⑥ 設備導入等補助
上限額優遇 |

岩手県環境生活部環境生活企画室

脱炭素経営へのシフトが求められる今！

いわて脱炭素経営カルテを活用しましょう。

(岩手県地球温暖化対策計画書制度)

脱炭素に向けた取組をPRできます。

任意公表制度を始めます。

- ・公表に同意いただける事業者の計画書・届出書を県HPで公表し、皆さんの脱炭素に向けた取組を紹介します。
- ・報告義務のない事業者でも、希望する事業者は、計画書・届出書を提出すれば、同様に取組を紹介します。

令和5年度から

いわて脱炭素化経営認定企業等の申請に利用できます。

- ・認定されれば、脱炭素に向けた県の融資や補助を有利に活用できます。

期待される効果

取引先の拡大

知名度の向上

人材獲得力の強化

県内事業所等の合計で

年間のエネルギー使用量
原油換算
1,500ki以上

または

県内事業所等の合計で

40台以上の
自動車を使用

これらに該当する事業者は、以下の義務があります。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 01 CO2排出量を減らす取組を「地球温暖化対策計画書」として提出 | 02 毎年の取組状況を「地球温暖化対策実施状況届出書」として提出 |
|-----------------------------------|----------------------------------|

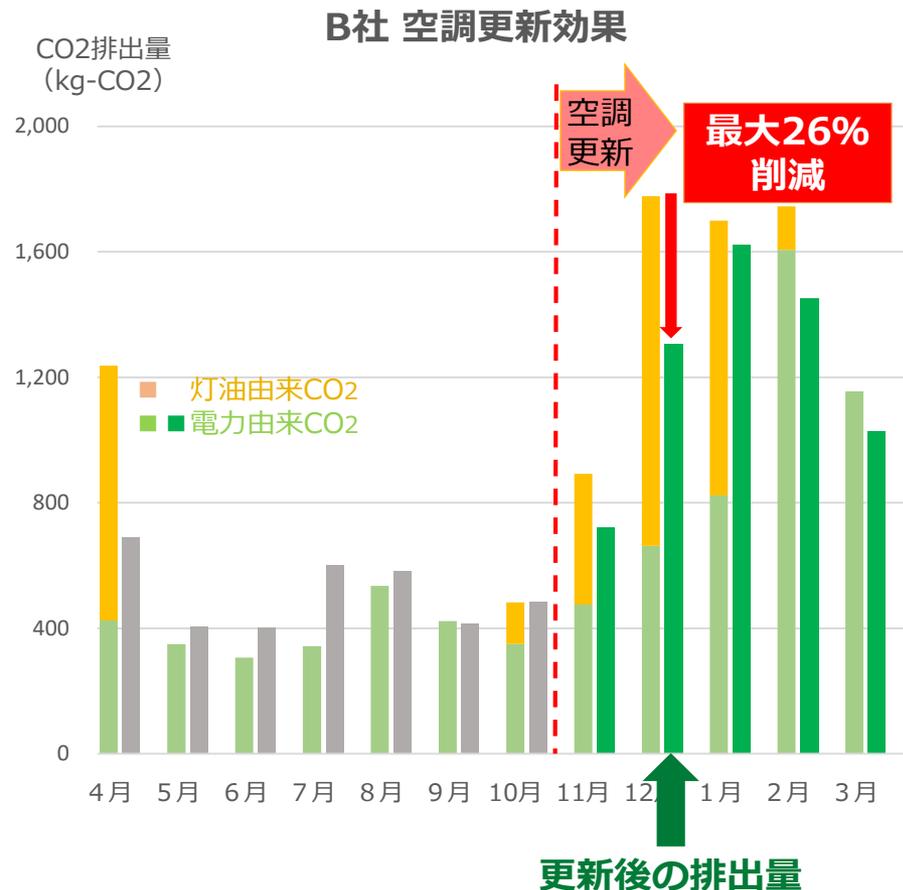
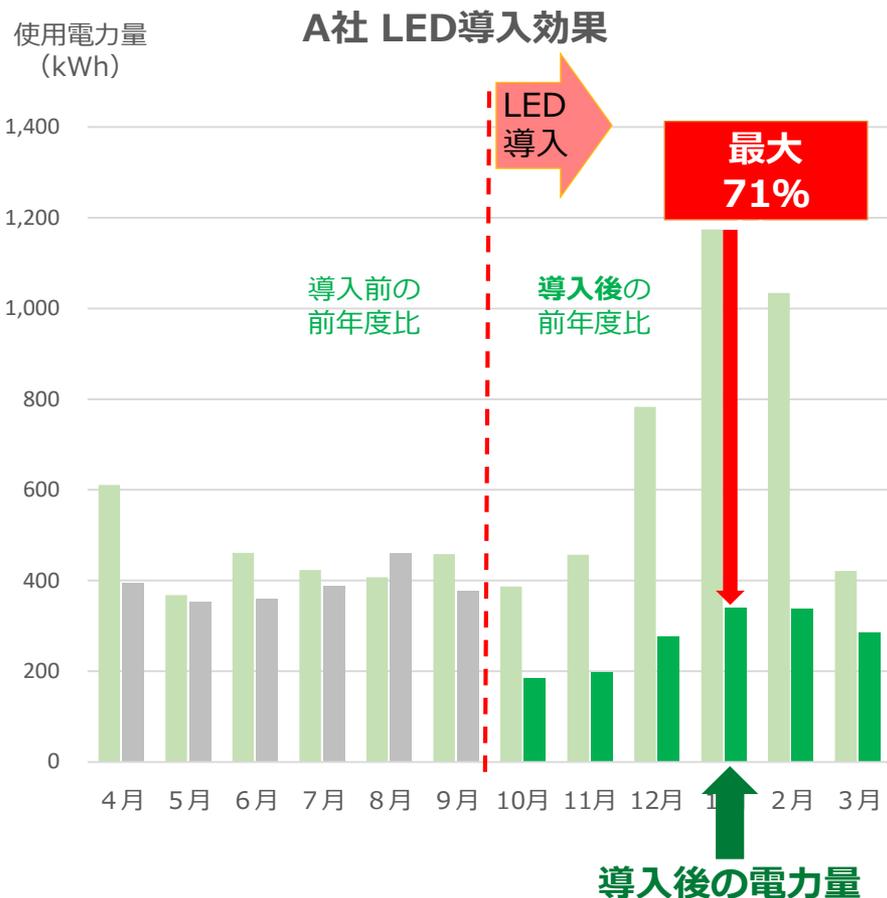
詳細については ホームページをご覧くださいか、
県庁又は広域振興局（保健福祉環境部）にお問合わせください。

岩手県環境生活部環境生活企画室 TEL: 019-629-5271
FAX: 019-629-5334 E-mail: AC0001@pref.iwate.jp



省エネ設備導入の効果（例）

- 令和3年度に県の省エネ設備補助を活用して設備更新をした事業者の、エネルギー使用量とCO2排出削減実績の一例
- 燃料費高騰による影響緩和にも一定の効果がみられる。
- このような効果を情報発信し、脱炭素に向けた事業者の取組を促進したい。



(注) 事務局作成

省エネ住宅(ZEH)の都道府県別の着工割合

【新築戸建注文住宅（持家）】						【新築戸建建売住宅（分譲）】						【既存改修】						
都道府県	着工統計※ (件)	『ZEH』 (件)	Nearly ZEH (件)	ZEH Oriented (件)	ZEHシリーズ の合計 (件)	ZEHシリーズ の割合 (%)	都道府県	着工統計※ (件)	『ZEH』 (件)	Nearly ZEH (件)	ZEH Oriented (件)	ZEHシリーズ の合計 (件)	ZEHシリーズ の割合 (%)	都道府県	『ZEH』 (件)	Nearly ZEH (件)	ZEH Oriented (件)	ZEHシリーズ の合計 (件)
北海道	11,592	843	109	1,630	2,582	22.3%	北海道	3,223	16	17	237	270	8.4%	北海道	2	0	16	18
青森県	3,493	321	59	149	529	15.1%	青森県	666	7	5	11	23	3.5%	青森県	0	0	0	0
岩手県	3,550	529	195	3	727	20.5%	岩手県	624	21	4	0	25	4.0%	岩手県	0	0	0	0
宮城県	4,970	751	459	7	1,217	24.5%	宮城県	3,455	70	47	0	117	3.4%	宮城県	0	1	0	1
秋田県	2,607	199	56	159	414	15.9%	秋田県	444	1	1	16	18	4.1%	秋田県	0	0	0	0
山形県	2,863	269	144	226	639	22.3%	山形県	685	11	3	15	29	4.2%	山形県	1	0	0	1
福島県	5,242	861	363	38	1,262	24.1%	福島県	1,893	58	12	8	78	4.1%	福島県	0	1	0	1
茨城県	9,326	1,892	746	0	2,638	28.3%	茨城県	3,541	131	56	0	187	5.3%	茨城県	1	15	0	16
栃木県	6,201	1,336	477	0	1,813	29.2%	栃木県	2,366	50	38	0	88	3.7%	栃木県	0	1	0	1
群馬県	5,932	1,476	418	0	1,894	31.9%	群馬県	2,447	99	26	0	125	5.1%	群馬県	2	1	0	3
埼玉県	15,959	2,891	1,436	7	4,334	27.2%	埼玉県	14,481	77	69	0	146	1.0%	埼玉県	0	1	0	1
千葉県	13,503	2,597	1,188	10	3,795	28.1%	千葉県	11,018	64	89	0	153	1.4%	千葉県	0	2	0	2
東京都	15,762	1,480	1,306	242	3,028	19.2%	東京都	17,610	40	94	58	192	1.1%	東京都	1	4	0	5
神奈川県	14,777	2,391	1,207	60	3,658	24.8%	神奈川県	14,952	40	87	0	127	0.8%	神奈川県	0	6	0	6
新潟県	6,133	396	222	967	1,585	25.8%	新潟県	1,177	12	3	25	40	3.4%	新潟県	1	0	1	2
富山県	3,086	149	127	413	689	22.3%	富山県	532	4	2	4	10	1.9%	富山県	1	0	0	1
石川県	3,565	154	202	309	665	18.7%	石川県	731	7	7	5	19	2.6%	石川県	0	4	0	4
福井県	2,494	208	161	385	754	30.2%	福井県	454	8	15	16	39	8.6%	福井県	0	0	3	3
山梨県	2,935	618	206	0	824	28.1%	山梨県	540	68	7	0	75	13.9%	山梨県	0	0	0	0
長野県	7,200	1,278	665	39	1,982	27.5%	長野県	1,476	93	41	0	134	9.1%	長野県	0	0	0	0
岐阜県	6,028	1,244	334	18	1,596	26.5%	岐阜県	2,065	37	3	1	41	2.0%	岐阜県	0	0	0	0
静岡県	11,145	3,269	564	1	3,834	34.4%	静岡県	3,466	197	32	0	229	6.6%	静岡県	8	1	0	9
愛知県	19,060	4,663	1,915	12	6,590	34.6%	愛知県	12,529	144	147	2	293	2.3%	愛知県	1	0	0	1
三重県	5,213	1,312	433	0	1,745	33.5%	三重県	1,188	39	9	0	48	4.0%	三重県	0	0	0	0
滋賀県	4,496	967	270	26	1,263	28.1%	滋賀県	1,152	70	5	0	75	6.5%	滋賀県	0	2	0	2
京都府	4,548	726	322	7	1,055	23.2%	京都府	2,633	50	6	0	56	2.1%	京都府	0	2	0	2
大阪府	11,220	2,293	653	24	2,970	26.5%	大阪府	10,121	32	16	1	49	0.5%	大阪府	0	1	0	1
兵庫県	9,806	2,301	765	13	3,079	31.4%	兵庫県	5,527	203	51	0	254	4.6%	兵庫県	0	1	0	1
奈良県	2,830	726	239	1	966	34.1%	奈良県	1,405	12	9	0	21	1.5%	奈良県	2	0	0	2
和歌山県	2,822	554	97	0	651	23.1%	和歌山県	579	14	15	0	29	5.0%	和歌山県	0	0	0	0
鳥取県	1,649	192	101	12	305	18.5%	鳥取県	201	2	10	0	12	6.0%	鳥取県	0	0	0	0
島根県	1,542	181	64	2	247	16.0%	島根県	133	3	15	0	18	13.5%	島根県	0	0	0	0
岡山県	5,460	1,109	375	2	1,486	27.2%	岡山県	1,537	37	2	0	39	2.5%	岡山県	0	1	0	1
広島県	5,342	1,172	380	0	1,552	29.1%	広島県	3,195	77	23	0	100	3.1%	広島県	0	1	0	1
山口県	3,434	1,021	273	0	1,294	37.7%	山口県	940	26	8	0	34	3.6%	山口県	0	0	0	0
徳島県	1,926	472	95	0	567	29.4%	徳島県	301	12	1	0	13	4.3%	徳島県	1	0	0	1
香川県	2,956	607	118	0	725	24.5%	香川県	556	10	2	0	12	2.2%	香川県	0	0	0	0
愛媛県	3,631	696	101	1	798	22.0%	愛媛県	662	24	5	0	29	4.4%	愛媛県	0	0	0	0
高知県	1,520	235	49	0	284	18.7%	高知県	411	1	0	0	1	0.2%	高知県	0	0	0	0
福岡県	9,765	2,213	862	1	3,076	31.5%	福岡県	6,011	111	38	0	149	2.5%	福岡県	6	1	0	7
佐賀県	2,316	429	93	0	522	22.5%	佐賀県	835	39	7	0	46	5.5%	佐賀県	0	0	0	0
長崎県	2,807	624	67	0	691	24.6%	長崎県	439	45	2	0	47	10.7%	長崎県	1	0	0	1
熊本県	5,633	946	169	0	1,115	19.8%	熊本県	1,755	54	12	0	66	3.8%	熊本県	0	0	0	0
大分県	2,735	619	166	0	785	28.7%	大分県	811	53	8	0	61	7.5%	大分県	0	0	0	0
宮崎県	3,022	663	102	0	765	25.3%	宮崎県	846	80	2	0	82	9.7%	宮崎県	0	1	0	1
鹿児島県	4,617	997	86	0	1,083	23.5%	鹿児島県	1,205	44	1	0	45	3.7%	鹿児島県	0	0	0	0
沖縄県	2,422	59	23	0	82	3.4%	沖縄県	1,306	2	1	0	3	0.2%	沖縄県	0	1	0	1

※着工統計は国土交通省「【住宅】利用関係別 構造別 建て方別 都道府県別 戸数（令和3年度）」より引用